

**【表紙】**

【発行登録番号】 26 - 関東54

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月9日

【会社名】 オリックス株式会社

【英訳名】 O R I X C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表執行役 宮内 義彦  
代表執行役 井上 亮

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町2丁目4番1号  
世界貿易センタービル内

【電話番号】 03(3435)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 人事部 人事チーム長 直井 厚郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町2丁目4番1号  
世界貿易センタービル内

【電話番号】 03(3435)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 人事部 人事チーム長 直井 厚郎

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成26年5月17日）から1年を経過する日（平成27年5月16日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額1,500百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 オリックス株式会社 大阪本社  
（大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新規発行株式】

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	未定	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 本発行登録に係る自己株式処分の募集株式の総数は500,000株を上限としますが、具体的な募集株式数、募集株式の払込金額、払込期日等は未定であり、今後の当社代表執行役の決定により確定する予定です。
- 2 本発行登録書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであることが予定されており、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区 分	発 行 数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	未定	未定	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	未定	未定	-

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行う予定です。
- 2 発行価額の総額は、本発行登録に係る自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本発行登録書の対象とした募集は、自己株式処分により行われることが予定されているため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定	-	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うことを予定しており、一般募集は行わない予定です。
- 2 発行価格は、本発行登録に係る自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本発行登録書の対象とした募集は、自己株式処分により行われることが予定されているため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 募集株式1株当たりの払込金額は、退任予定の取締役及び執行役に対する自己株式処分に係る募集事項の決定日に先立つ東京証券取引所における45取引日目に始まる30取引日の各日における当社の普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする予定です。ただし、当該価額が決定日の終値又は（決定日と退任日が異なる場合において）対象取締役及び執行役の退任日の終値を下回る場合は、いずれか高い方の価額を募集株式1株当たりの払込金額とする予定です。

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

#### (2) 【手取金の使途】

当社は、当社の取締役及び執行役等を対象とする株式報酬制度を導入しております。本発行登録に係る自己株式処分はかかる株式報酬制度に基づくものであり、資金調達を主たる目的とはしておりません。本発行登録に係る自己株式処分により調達する資金は、全額運転資金に充当する予定です。なお、本発行登録に係る自己株式処分については、平成26年6月24日をもって退任予定の取締役及び執行役に対し、取締役及び執行役在任期間中の報酬の一部として自己株式を処分することを予定しており、当該退任予定の取締役及び執行役は、事前に当社より支給された取得資金をもって払込みに充てることが予定されております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）平成25年 6 月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第 1 四半期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）平成25年 8 月13日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第 2 四半期（自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）平成25年11月13日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第 3 四半期（自 平成25年10月 1 日 至 平成25年12月31日）平成26年 2 月13日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成26年 5 月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 6 月27日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成26年 5 月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 1 月17日に関東財務局長に提出

#### 7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成26年 5 月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 4 月28日に関東財務局長に提出

#### 8 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成26年 5 月 9 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 5 月 8 日に関東財務局長に提出

#### 9 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 8 の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年 5 月 9 日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（平成26年5月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

オリックス株式会社 本社  
（東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内）  
オリックス株式会社 大阪本社  
（大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。